

2022年度版（1年間保存）

自動更新

コスモエネルギーグループ退職者の皆さまへ

病気による入院・手術を補償します！

団体損害保険のご案内

- 新・団体医療保険 -

(医療保険基本特約・疾病保険特約・がん保険特約・介護一時金支払特約・親孝行一時金支払特約セット団体総合保険)

79歳まで
更新

【新・団体医療保険にご加入の皆さまへ】

2022年10月1日以降に保険期間が開始するご契約について、介護一時金の補償内容等の改定を行っています。更新に際し、改定後の内容にてご案内しますので、必ず本パンフレットをご確認ください。

■ 割引 ■

割引率が拡大しました！

40%割引 (団体割引20%・過去の損害率による割引25%) **保険料が割安でお得！**

■ おすすめ ■

がんあんしんプラン 病気あんしんプランとセットの加入がおすすめです！

- 「がん」で入院されたときには、1日目から入院保険金をお支払いします。
- 外来治療を開始したときには
「がん」と診断確定され、その直接の結果として外来治療を開始された場合、45日を限度として、外来治療を受けた日数に対して保険金をお支払いします。
- 手術を受けたときには
「がん」の治療を直接の目的として所定の手術を受けた場合に補償します。
(手術の種類によっては、回数・保険金額に制限あり)
※一部の軽微な手術は対象外となります。

介護あんしんプラン

- 介護一時金をお支払いします。
公的介護保険制度を定める法令に規定された要介護状態区分の要介護2から5までの認定を受けた場合、または損保ジャパンが定める所定の要介護状態となり、その日を含めて90日を超えて継続した場合に介護一時金保険金額をお支払いします。
(注) 損保ジャパンが定める所定の要介護状態は、公的介護保険制度における要介護認定基準とは異なります。
- ※詳細につきましては、P3~をご確認ください。
※増額更新の場合は、告知が必要になります。(P.1参照)



プラン変更をご希望される方は、加入依頼書をご記入のうえ、ご提出をお願いします。
ご提出がない場合は、自動継続加入となります。

申込締切日 : 2022年9月9日(金)

取扱代理店：株式会社コスモトレードアンドサービス
お問合せ先：0120-556-484

■ 新・団体医療保険のお取扱い ■

<u>対象種目</u>	医療保険基本特約・疾病保険特約・がん保険特約セット団体総合保険
<u>保険期間</u>	2022年11月25日(金)午後4時から2023年11月25日(土)午後4時までの1年間 更新しない旨のお申出をされていないかぎり満79歳(2022年11月25日時点の満年齢) まで、自動更新されます。
<u>保険料の払込</u>	2022年11月14日(月)に一時払でご指定口座からお振替させていただきます。
<u>増額更新</u>	下記のケースに該当する場合は、増額更新にあたりますので 健康状態に関する告知書(以下「告知書」といいます。) のご提出が必要となります。 取扱代理店まで告知書をご請求ください。(告知の内容によりご加入をお断りする場合や特別な条件付きでご加入いただく場合があります。) <ul style="list-style-type: none">* 病気あんしんプラン「A型」→「B型」に変更される場合* 先進医療等費用補償特約を追加の場合* がんあんしんプランに新規加入の場合* 介護あんしんプランに新規加入の場合
<u>告知の大切さについてのご説明</u>	告知書はお客さま(保険の対象となる方)ご自身がありのままをご記入ください。 (口頭でお話し、または資料提示されただけでは告知していただいたことにはなりません。) 告知の内容が正しくないと、ご契約の全部または一部が解除になり保険金がお受け取りいただけない場合があります。 (【ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)】(P.13以降)を必ずお読みください。)
<u>税法上の取扱い(2022年5月現在)</u>	新・団体医療保険(病気あんしんプラン、がんあんしんプラン、介護あんしんプラン)は介護医療保険料控除の対象となります。 ※加入者カードには控除証明書が付いています。
<u>保険契約者</u>	コスモエネルギーホールディングス株式会社
<u>その他事項</u>	保険証券・普通保険約款および特約条項は保険契約者(コスモエネルギーホールディングス)に交付されています。 加入者カード は後日送付します。大切に保管してください。また保険開始後1か月を経過しても加入者カードが届かない場合は、損保ジャパンまたは取扱代理店(コスモトレードアンドサービス)までお問い合わせください。

■更新について■

- 脱退のお申出がない場合は、前年と同等条件の型で自動継続になります。
保険料は2022年11月25日時点の満年齢の保険料が適用になりますので、昨年と保険料が変更になる場合があります。
- 加入内容の変更（プラン、コース、住所等）、先進医療等費用補償特約の追加、解約される方のみ加入依頼書をご提出ください。
保険金額の増額（A型⇒B型へ変更）、先進医療等費用補償特約の追加、プラン変更・追加の場合は**再告知**が必要となり、健康状態により引受が制限される場合もあります。
また、再告知により新たに「補償対象外となる疾病群」が追加された場合、その「補償対象外となる疾病群」は、追加された先進医療等費用補償特約だけでなく、ご加入いただいている**すべての補償内容に適用されます。**
告知書は別途、取扱代理店までご請求ください。後日送付させていただきます。
- 更新は、**満79歳**まで可能です。（1942年11月26日生以降）
その場合は、翌年の11月25日午後4時で保険が終了となります。
- 保険期間中に申込人（退職者ご本人）が死亡された場合は、申込人（退職者ご本人）以外の被保険者も死亡日で解約となります。
- 一度脱退された方は再加入ができませんので、ご注意ください。

〈書類提出締切日：2022年9月9日（金）〉

■保険料のお支払方法■

- 保険料のお支払いは、ご指定いただいた預金口座からの自動振替となります。
（振替日） 2022年11月14日（月）
（集金代行会社） 第一生命カードサービス（略称：DSC）
※上記日程の振替が不能な場合は、**2022年12月13日（火）に再請求**となります。
※振替時の通帳記帳は「DSCコスモOBホケン」となります。
金融機関によっては、「DSC」が「ダイレクトICS」などと印字される場合があります。
（引落通知発送時期） 2022年11月上旬
- 振替口座を変更する場合は、ご連絡をお願いします。
- 振替口座は、コスモエネルギーホールディングスおよび系列会社の**退職者ご本人の口座のみ**となります。

病気あんしんプラン【A型・B型】

先進医療等費用補償特約【S型】（オプション）

特約追加する場合
A型→B型に変更する場合
再告知 必要

■ 補償内容と保険料 ■

< 保険期間：1年 払込方法：一時払 団体割引：20% 過去の損害率による割引：25% >

補償内容	スタンダードコース (A型)	デラックスコース (B型)
疾病入院保険金 (1回の入院180日限度、 通算支払限度1,000日)	1日につき5,000円	1日につき10,000円
疾病手術保険金	<入院中の手術> 疾病入院保険金日額の10倍 <外来の手術> 疾病入院保険金日額の5倍	
年齢 (保険始期時の満年齢によります。)	一時払保険料	
～24歳	2,560円	5,110円
25～29歳	3,630円	7,250円
30～34歳	4,330円	8,650円
35～39歳	4,640円	9,280円
40～44歳	5,030円	10,050円
45～49歳	6,400円	12,800円
50～54歳	8,110円	16,210円
55～59歳	11,820円	23,630円
60～64歳	15,900円	31,790円
65～69歳	24,190円	48,360円
70～74歳	36,380円	72,750円
75～79歳	51,760円	103,510円

先進医療等費用補償特約 (S型)
先進医療等費用保険金 500万円までの実費払い
一時払保険料
350円

【保険金お支払事例】

大腸ポリープと診断され、日帰り入院※により手術したケース

※医療機関発行の領収書上、「入院料」の算定がある場合をいいます。

≪下記の内容で保険加入の場合≫

- 病気あんしんプランスタンダードコース (A型)
 疾病入院保険金：日額5,000円
 特定疾病等対象外特約（不担疾病）：なし
- 疾病入院保険金日額 (5,000円×1日)
 ・ ・ ・ ・ ・ 5,000円
- 疾病手術保険金 (内視鏡的大腸ポリープ切除術、入院保険金日額の10倍)
 ・ ・ ・ ・ ・ 50,000円

保険金支払金額 55,000円

■ 特長 ■

病気による入院・手術の補償です。

※通院、ケガによる入院・手術は補償の対象となりません。（ただし、先進医療等費用補償特約にご加入された場合は、ケガであっても先進医療等費用補償特約部分のみ補償の対象となります。）

入院をしたときには・・・
 入院1日目から補償します。1回の入院180日限度、通算の入院日数1,000日分までお支払となります。

手術を受けたときには・・・
 入院中の手術は入院保険金日額の10倍、外来の手術は入院保険金日額の5倍を補償します（一部の軽微な手術は対象外となります）。

先進医療等費用補償特約をおすすめします！

- 先進医療を500万円まで補償！
- 高額な先進医療技術料や臓器移植に要する費用および交通費等を特約でカバー！

「先進医療」とは、病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは、厚生労働省のホームページをご覧ください。(https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryo/kikan.html)

- 保険期間は1年間で毎年自動更新します。 ※保険料は、保険始期日時時点の満年齢によります。年齢は、保険期間の初日現在の満年齢とします。ご契約更新時は、更新後の保険始期日時時点での満年齢による保険料となります。年齢区分が変更になると、保険料が変更になります。
- 保険期間の途中で型変更はできませんので、ご注意ください。
- ケガは補償の対象となりません。（ただし、先進医療等費用補償特約にご加入された場合は、ケガであっても先進医療等費用補償特約部分のみ補償の対象となります。）
- 満79歳までご継続いただけます。
- 本保険は介護医療保険料控除の対象になります。（2022年5月現在）
- 団体割引、過去の損害率による割増引は、本団体契約の前年のご加入人数や保険金のお支払状況により決定しています。次年度以降、割増引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。

がんあんしんプラン【C型】

病気あんしんプランにご加入中でも
告知 必要

■ 補償内容と保険料 ■ < 保険期間：1年 払込方法：一時払 団体割引：20% 過去の損害率による割引：25% >

補償内容	がんあんしんプラン (C型)
がん入院保険金(1日につき)	20,000円
がん外来治療保険金(1日につき)45日限度	10,000円
がん手術保険金	入院中の手術：がん入院保険金日額の10倍 外来の手術：がん入院保険金日額の5倍
がん診断保険金 (2回目以降2年以内のがん診断は対象外)	300万円
がん入院一時金 (180日を超える入院時が対象 30日に満たない日の再入院は対象外)	10万円
がん退院一時金 (20日を超える入院時が対象 30日に満たない日の再入院による退院は対象外)	10万円
満年齢	一時払保険料
～24歳	2,540円
25～29歳	2,710円
30～34歳	5,320円
35～39歳	7,740円
40～44歳	11,360円
45～49歳	21,530円
50～54歳	34,990円
55～59歳	49,640円
60～64歳	69,090円
65～69歳	100,900円
70～74歳	125,040円
75～79歳	147,540円

■ 特長 ■

1. 「がん」で入院されたときには、1日目から入院保険金をお支払いします。
2. 外来治療を開始したときには
「がん」と診断確定され、その直接の結果として外来治療を開始された場合、45日を限度として、外来治療を受けた日数に対して保険金をお支払いします。
3. 手術を受けたときには
「がん」の治療を直接の目的として所定の手術を受けた場合に補償します。
(手術の種類によっては、回数・保険金額に制限あり)
※一部の軽微な手術は対象外となります。



● 保険期間は1年間で毎年自動更新します。※保険料は、保険始期日時点の満年齢によります。年齢は、保険期間の初日現在の満年齢とします。ご契約更新時は、更新後の保険始期日時点での満年齢による保険料となります。年齢区分が変更になると、保険料が変更になります。

● 保険期間の途中で型変更はできませんので、ご注意ください。

● ケガは補償の対象となりません。

● 満79歳までご継続いただけます。

● 本保険は介護医療保険料控除の対象になります。(2022年5月現在)

● 団体割引、過去の損害率による割増引は、本団体契約の前年のご加入人数や保険金のお支払状況により決定しています。次年度以降、割増引率が変わることがありますので、あらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。

介護あんしんプラン【K型】 親孝行一時金支払特約【O型】（オプション）

病気あんしんプランから
変更または追加する場合

告知 必要

※介護あんしんプランの補償内容を見直し、「介護一時金」単独の加入が可能となりました。

■ 補償内容と保険料 ■

＜保険期間:1年 払込方法:一時払 団体割引:20% 過去の損害率による割:25%＞

補償内容	介護あんしんプラン (K型)
介護一時金 (要介護2から5までの認定を受けた場所定の要介護、または損保ジャパンが定める護状態となり、その日を含めて90日を超える要介護が対象1回かぎり)	300万円

+

補償内容	親孝行一時金 支払特約【オプション】 (O型)
親孝行一時金 (90日を超える要介護が対象1回かぎり)	100万円

年齢 (保険期間開始時点の満年齢)	一時払保険料
～39歳	180円
40～44歳	430円
45～49歳	1,080円
50～54歳	2,150円
55～59歳	4,500円
60～64歳	8,990円
65～69歳	15,410円
70～74歳	32,750円
75～79歳	68,710円

年齢 (保険始期時の満年齢)	一時払保険料 (親御さま1人あたり)
35～39歳	-
40～44歳	120円
45～49歳	240円
50～54歳	480円
55～59歳	960円
60～64歳	1,980円
65～69歳	4,320円
70～74歳	9,180円
75～79歳	19,260円
80～84歳	38,760円
85～89歳	72,360円

加入する本人の年齢

親御さまの年齢

■ 特長 ■

(※K型にご加入いただいた被保険者の親御さまの年齢)

1. 一時金をお支払いします。

介護一時金支払特約... 疾病や傷害などにより、公的介護保険制度を定める法令に規定された要介護状態区分の要介護2から5までの認定を受けた場合、または損保ジャパンが定める所定の要介護状態となり、その日を含めて90日を超えて継続した場合に介護一時金保険金額をお支払いします。

(注) 損保ジャパンが定める所定の要介護状態は、公的介護保険制度における要介護認定基準とは異なります。

※詳しい内容は11ページをご確認ください。

親孝行一時金支払特約... 被保険者（本人の親で、加入時に指定された方となります。）が公的介護保険制度を定める法令に規定された要介護状態区分の要介護2から5のいずれかに該当する認定を受け、その状態が90日を超えて継続した場合、被保険者へ親孝行一時金保険金額をお支払いします。

2. SOMPO笑顔倶楽部のご利用が可能です。

SOMPO笑顔倶楽部は、MCI(軽度認知障害)の早期発見や認知機能低下の予防に寄与するサービスから、万が一要介護状態になった場合の介護サービス紹介等まで一貫した有用な情報をWEB上で加入者の皆さまにご提供します。

(注) SOMPO笑顔倶楽部のURLやご利用方法につきましてはご加入後にご案内します。



※保険期間は1年間で毎年自動更新します。※保険料は、保険始期日時点の満年齢によります。

親孝行一時金支払特約をセットする場合、特約保険料は特約の被保険者（加入者の親御さま）の保険始期日時点の満年齢によります。

年齢は保険期間の初日現在の満年齢とします。ご契約更新時は更新後の保険始期日時点での満年齢による保険料となります。

年齢区分が変更になると、保険料が変更になります。

※保険期間の途中で型変更はできませんので、ご注意ください。

※本保険は介護医療保険料控除の対象になります。(2022年5月現在)

※満79歳までご継続いただけます。親孝行一時金支払特約は、満89歳までご継続いただけます。

※団体割引、過去の損害率による割増引は、本団体契約の前年のご加入人数や保険金のお支払状況により決定しています。次年度以降、割増引率が変わることがありますので、あらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。

自分に介護が必要になって子どもに迷惑をかけたくないなあ。誰か自分の世話をしてくれる人を見つけれないだろうか。

「介護」のこと、ご存じですか？

①公的介護保険制度の要介護度によらず、介護する家族に負担がかかります！

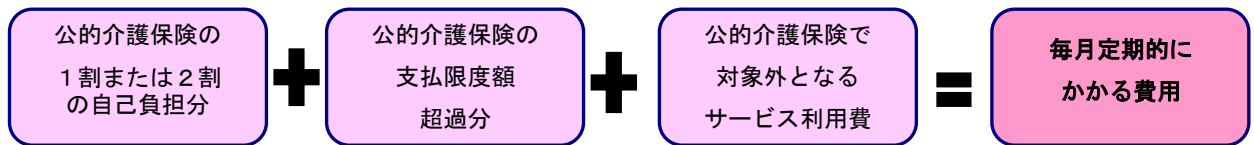
「介護が大変になるのは重度の介護になってから」と考えがちです。
しかし実際は、要介護2の方を介護する場合でも、約50%の人が
「1日あたり2～3時間程度」の時間を要しており、大きな負担を強いられているのです。
※出典：厚生労働省「国民生活基礎調査の概況」平成25年



②公的介護保険制度の対象外となるサービスは自己負担です！

公的介護保険制度には要介護区分に応じて支給限度額があり、支給限度額の
超えた部分については利用者の全額自己負担になるほか、配食サービスや
ショートステイの滞在費などは支給対象外となります。

月平均7.9万円



※出典：生命保険文化センター「生命保険に関する全国実態調査」平成27年度

「介護あんしんプラン（K型）」「親孝行一時金支払特約（O型）」は、
介護費用の負担に対する備えはもちろんのこと、SOMPO笑顔倶楽部の
ご利用により、ご自身・ご家族の負担の軽減を実現します！

■「SOMPO笑顔倶楽部」の主なコンテンツ

認知症知識・最新情報	認知症やMCI、介護に関する基礎知識や最新情報をご提供します。
認知機能チェック	認知症・MCIの予兆を把握（チェック）するサービスを提供します。認知機能チェックを習慣化し、自身の変化を捉えることが予防につながります。
サービスナビゲーター	お客さまの日常生活の状況やお住まいの地域等から、認知機能低下予防に向けておススメのサービスを提示します。
認知機能低下の 予防サービスの紹介	予兆把握、運動、睡眠、学習、言語、音楽、心理相談など、認知機能低下の予防につながるサービスをご紹介します。※パートナー企業が提供し、提供サービスは有償・無償いずれもあります。
介護に関するサービスの紹介	SOMPOホールディングスグループの介護会社「SOMPOケア」を中心とした介護に関するサービスをご紹介します。※パートナー企業が提供し、提供サービスは有償・無償いずれもあります。

（注1）本サービスの詳しい内容につきましては、SOMPO笑顔倶楽部のサービス利用規約をご確認ください。

（注2）お住まいの地域や、やむを得ない事情によってサービスのご利用までに日数を要する場合やサービスをご利用いただけない場合があります。

（注3）本サービスはSOMPO笑顔倶楽部を運営する損保ジャパンのグループ会社およびその提携先の企業が提供するサービスです。

（注4）本サービスは、サービスパートナー企業のサービスについて、損保ジャパンが紹介をするものです。サービスをご利用の場合にかかる費用はお客さまのご負担となります。

加入依頼書（医療） 記載例 《加入内容変更の場合》

加入依頼書が2部以上配布されている方で、変更のある方は、必ずすべて提出してください。

被保険者氏名はカタカナも必ずご記入ください。

増額、プランの変更、追加をご希望される場合は、必ず「健康状態に関する告知書」を記入のうえ、ご提出いただきます。「健康状態に関する告知書」は別送となりますので、取扱代理店までご連絡ください。

例 タロウさん

前年まで、病気あんしんプラン（A型）に加入していたが

- 介護あんしんプラン（K型）を追加 ①

ハナコさん

前年まで、病気あんしんプラン（A型）と先進医療等費用補償特約（S型）に加入していたが

- 先進医療等費用補償特約（S型）を解約 ②

★例のとおり申込をした場合は、タロウさんの告知書のご提出が必要となります。

お客さまに関する情報をご確認ください。

お申込日をご記入ください。

コスモエネルギーグループ 退職者用 加入依頼書（医療）

申込日 4月9日

加入型 4年 11月 25日
期満日 5月 11日 25日

経路番号 912213K970

105-8528 03-1234-5678 090-1234-5678
トキョウト シバウク 1-1-1
東京都 芝浦区 1-1-1
姓 宇宙 太郎
氏名 宇宙 太郎

加入型に応じて、合計保険料を修正してください。

36,710 28,070

ご捺印またはフルネームでご署名ください。

氏名	前年同条件コース	プラン変更（告知必要）	保険料
宇宙 太郎	A	① K	15,900 → 8,990
宇宙 花子	A	② S	11,820 → 350

新しいプランに変更、特約を追加する場合は、「プラン変更（告知必要）」欄にご記入ください。
加入依頼書と併せて、「健康状態に関する告知書」のご提出が必要になりますので、事前に対処代理店までご連絡ください。

他の保険契約がある場合は裏面にご記入ください。

※保険料はパンフレットをご確認ください。

※ご捺印またはフルネーム署名は1枚目のみとなります。

※本保険は自動更新です。したがって記載内容に変更がない方は加入依頼書を提出する必要はありません。

●記入方法が不明な場合は、コスモトレードアンドサービス(0120-556-484)へお問い合わせください。

加入依頼書の最終ページがお客さま控となっていますので、切り離してお取りください。

加入依頼書（医療） 記載例 《脱退の場合》

加入依頼書が2部以上配布されている方で、変更のある方は、必ずすべて提出してください。

※「脱退」とは、全ての被保険者を解約することを言います。そのため、ご家族でご加入され、その1名だけを解約される場合は脱退ではなく「一部解約」となります。

※一部解約の場合でも、すべての加入依頼書をご提出ください。

例 タロウさん

前年まで、病気あんしんプラン（A型）に加入していたが

- 病気あんしんプラン（A型）を解約①

ハナコさん

前年まで、病気あんしんプラン（A型）に加入していたが

- 病気あんしんプラン（A型）を解約②

お申込日をご記入ください。

コスモエネルギーグループ 退職者用
加入依頼書（医療）

申込日 4年9月1日

保険期間 令和4年11月25日 令和5年11月25日

加入者番号 912213K970

105-8528 03-1234-5678 090-1234-5678

トキョウト シバク 1-1-1
東京都 芝浦区 1-1-1

姓 宇宙 太郎

年齢 34歳2月5日

前年同条件コース ① ~~—A—~~
15,900

病気あんしんプラン 先進医療特約

宇宙 太郎

必ずご捺印またはフルネームでご署名ください。

合計保険料をご記入ください。

加入者合計 (シート別) 保険料 ③ 0
—27,720—

前年同条件コース ② ~~—A—~~
11,820

病気あんしんプラン 先進医療特約

宇宙 花子

<脱退される場合の記載例>
前年同条件コースを二重線で消し、用紙下にある脱退欄に○を付け、申込欄と脱退欄の二箇所にご捺印またはフルネームでご署名のうえご提出ください。

宇宙 太郎

※保険料はパンフレットをご確認ください。

※ご捺印またはフルネーム署名は1枚目のみとなります。

●記入方法が不明な場合は、コスモトレードアンドサービス(0120-556-484)へお問い合わせください。

加入依頼書の最終ページがお客様主控となっていますので、切り離してお取りください。

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。【加入者ご本人以外の被保険者（保険の対象となる方。以下同様とします。）にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。また、ご加入の際には、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。】

この保険のあらまし（契約概要のご説明）

- 商品の仕組み：この商品は団体総合保険普通保険約款に医療保険基本特約、疾病保険特約、がん保険特約、介護一時金支払特約、親孝行一時金支払特約等各種特約をセットしたものです。
- 保険契約者：コスモエネルギーホールディングス株式会社
- 保険期間：2022年11月25日（金）午後4時から1年間となります。
- 申込締切日：2022年9月9日（金）
- 引受条件（保険金額）、保険料、保険料払込方法等：引受条件（保険金額等）、保険料は、本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
- 加入対象者：コスモエネルギーホールディングス株式会社およびその系列会社の退職者本人
- 被保険者：すでにご加入いただいている退職者本人またはそのご家族（配偶者・子供・両親・兄弟姉妹および同居の親族）（満79歳までの方が対象となります。）**親孝行一時金支払特約の被保険者は、満89歳までの方が対象となります。**
- お支払方法：2022年11月14日（月）にご指定いただいた口座から自動振替となります。（一時払）
- お手続き方法：下表のとおり必要書類にご記入のうえ、取扱代理店の㈱コスモトレードアンドサービスまでご送付ください。

ご加入対象者		お手続き方法
既加入者の皆さま	前年と同等条件のプラン（送付した加入依頼書に打ち出しのプラン）で継続加入を行う場合	書類のご提出は不要です。
	ご加入プランを変更するなど前年と条件を変更して継続加入を行う場合	前年と条件を変更する旨を記載した「加入依頼書」および「告知書」※をご提出いただきます。 ※告知書は、保険金額の増額等、補償を拡大して継続される場合のみご提出が必要です。
	継続加入を行わない場合	継続加入を行わない旨を記載した「加入依頼書」をご提出いただきます。

- 中途脱退：この保険から脱退（解約）される場合は、取扱代理店の㈱コスモトレードアンドサービスまでご連絡ください。
- 団体割引、過去の損害率による割増引は、本団体契約の前年のご加入人数や保険金のお支払状況により決定しています。次年度以降、割増率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。
また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。
- 満期返れい金・契約者配当金：この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

補償の内容【 保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合 】

【疾病】病気あんしんプラン

被保険者が、日本国内または国外において保険期間中に疾病を被り、その直接の結果として、入院を開始した場合、手術を受けられた場合等に保険金をお支払いします。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
疾病入院保険金	<p>保険期間中に疾病を被り、入院を開始した場合、1回の入院につき180日を限度として、入院した日数に対し、入院1日につき、疾病入院保険金日額をお支払いします。ただし、初年度加入および継続加入の保険期間を通算して1,000日が限度となります。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">疾病入院保険金の額= 疾病入院保険金日額 × 入院した日数</p>	<p>①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為^(※1)を除きます。）、核燃料物質等によるもの ③自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ④無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故 ⑤麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用（治療を目的として医師が用いた場合を除きます。） ⑥傷害 ⑦妊娠、出産。ただし、異常分娩等、「療養の給付」等^(※2)の支払いの対象となる場合を除きます。 ⑧頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見^(※3)のないもの ⑨アルコール依存、薬物依存等の精神障害</p> <p style="text-align: right;">など</p>
疾病手術保険金	<p>以下の(1)または(2)のいずれかの場合に保険金をお支払いします。</p> <p>(1) 保険期間中に疾病を被り、その疾病の治療のために病院または診療所において以下①から③までのいずれかの手術^(※1)を受けた場合、疾病手術保険金をお支払いします。</p> <p>① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 ② 先進医療に該当する手術^(※2) ③ 放射線治療に該当する診療行為</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> <入院中に受けた手術の場合> 疾病手術保険金の額= 疾病入院保険金日額 × 10(倍) <外来で受けた手術の場合> 疾病手術保険金の額= 疾病入院保険金日額 × 5(倍) </p> <p>(※1) 以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術、鼻焼灼術、美容整形上の手術、疾病を直接の原因としいない不妊手術、診断・検査のための手術、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表で手術料の算定対象とならない乳房再建術、視力矯正を目的としたレーザー・冷凍凝固による眼球手術（レーザーシク手術等）</p> <p>(※2) 先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。</p> <p>(2) 骨髄幹細胞採取手術^(※1)を受けた場合は、保険期間中に確認検査^(※2)を受けた時を疾病を被った時とみなして、(1)と同様の保険金額を疾病手術保険金としてお支払いします。</p> <p>(※1) ご加入初年度の保険期間の開始時からその日を含めて1年経過した後に受けた場合にお支払いの対象となります。なお、提供者と受容者が同一となる自家移植の場合は、保険金をお支払いしません。</p> <p>(※2) 「確認検査」とは、骨髄幹細胞の受容者との白血球の型等の適合等を確認するための検査のうち、最初に行ったものをいいます。ただし、骨髄バンクドナーの登録の検査を除きます。</p> <p>疾病手術保険金は、手術を受けられるごとにお支払いしますが、手術の種類によっては、お支払いする回数・保険金の額に以下(1)から(4)までの制限があります。</p>	<p>(※1) 「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。以下同様とします。</p> <p style="text-align: right;">（次ページに続きます。）</p>

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合(続き)	保険金をお支払いできない主な場合(続き)
疾病 手術 保険金	<p>(前ページの続きです。)</p> <p>(1) 時期を同じくして2種類以上の手術を受けた場合、疾病手術保険金の額の最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。</p> <p>(2) 同一の手術(同一の先進医療に該当する手術を含みます。)を2回以上受けた場合で、それらの手術が一連の手術^(※1)に該当するときは、同一手術期間^(※2)に受けた一連の手術^(※1)については、疾病手術保険金の額の最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。</p> <p>(※1) 一連の手術とは、医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術をいいます。</p> <p>(※2) 同一手術期間とは、一連の手術のうち最初に手術を受けた日からその日を含めて60日間をいいます。また、同一手術期間経過後に一連の手術を受けた場合は、直前の同一手術期間経過後最初にその手術を受けた日からその日を含めて60日間を新たな同一手術期間とします。</p> <p>(3) 医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術を受けた場合は、その手術を受けた1日目についてのみお支払いします。</p> <p>(4) 放射線治療を2回以上受けた場合は、施術の開始日から60日の間に1回のお支払いを限度とします。</p>	<p>(前ページの続きです。)</p> <p>(※2)「療養の給付」等とは、公的医療保険制度を定める法令に規定された「療養の給付」に要する費用ならびに「療養費」、「家族療養費」、「保険外併用療養費」、「入院時食事療養費」、「移送費」および「家族移送費」をいいます。</p> <p>(※3)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。以下同様とします。</p>

疾病・ 傷害	<p>先進医療等費用保険金(注2)</p> <p>保険期間中に傷害または疾病を被り、被保険者が日本国内で先進医療等^(※1)を受けたことにより負担した先進医療^(※2)の技術料や臓器移植に要する費用等を先進医療等費用保険金額を限度にお支払いします。</p> <p>(※1) 先進医療および臓器移植術をいいます。</p> <p>(※2) 病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページ等をご覧ください。</p> <p>(https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kikan.html)</p>	<p>①故意または重大な過失</p> <p>②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの</p> <p>③自殺行為、犯罪行為または闘争行為</p> <p>④麻薬、大麻、あへん、覚せい剤等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。)</p> <p>⑤頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの</p> <p>⑥無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故</p> <p>⑦地震、噴火またはこれらによる津波(天災危険補償特約をセットしない場合)</p> <p>⑧妊娠、出産</p> <p>⑨ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます。)、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故</p> <p>⑩自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。)の間の事故</p> <p>など</p>
-----------	--	---

(注1) 初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。ただし、入院の原因となった疾病を被った時から起算して1年を経過した後に入院を開始した場合を除きます。

①被保険者が疾病を被った時のお支払条件により算出された保険金の額 ②被保険者が入院を開始した時のお支払条件により算出された保険金の額

(注2) 補償内容が同様のご契約(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください(※2)。

(※1) 傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。

(※2) 1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

【がん】がんあんしんプラン

被保険者が、責任開始日以降の保険期間中にがんと診断確定され、その直接の結果として、入院を開始した場合、手術を受けた場合、外来治療を開始された場合等に保険金をお支払いします。

ご加入初年度の保険期間の開始日からその日を含めて91日目(責任開始日)以降に該当した支払事由が保険金お支払いの対象となります。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
がん	<p>責任開始日以降の保険期間中に初めてがんと診断確定された場合、またはがんと診断確定されその治療を直接の目的として入院を開始された場合、がん診断保険金額をお支払いします。</p> <p>なお、2回目以降のがん診断保険金のお支払いは、保険金の支払事由に該当した最終の日からその日を含めて2年以内に該当した支払事由については、保険金をお支払いしませんが、保険金の支払事由に該当した最終の日からその日を含めて2年を経過した日の翌日にかんの治療を直接の目的として継続して入院中の場合は、保険金をお支払いします。</p>	<p>①故意または重大な過失</p> <p>②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)</p>
	<p>責任開始日以降の保険期間中にがんと診断確定され、その直接の結果として入院を開始した場合、入院した日数に対し、入院1日につきがん入院保険金日額をお支払いします。</p> <p style="text-align: center;">がん入院保険金の額=がん入院保険金日額×入院した日数</p>	(次ページに続きます。)

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合(続き)	保険金をお支払いできない主な場合(続き)
がん 手術保険金	<p>責任開始日以降の保険期間中にがんと診断確定され、がんの治療のために病院または診療所において以下①から③までのいずれかの手術^(※1)を受けた場合、がん手術保険金をお支払いします。</p> <p>①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 ②先進医療に該当する手術^(※2) ③放射線治療に該当する診療行為</p> <p>＜入院中に受けた手術の場合＞がん手術保険金の額＝がん入院保険金日額×10(倍) ＜外来で受けた手術の場合＞がん手術保険金の額＝がん入院保険金日額×5(倍)</p> <p>(※1)以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術、鼻焼灼術、美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査のための手術 など (※2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。</p> <p>がん手術保険金は、手術を受けられるごとにお支払いしますが、手術の種類によっては、お支払いする回数・保険金の額に以下(1)から(5)までの制限があります。</p> <p>(1)時期を同じくして2種類以上の手術を受けた場合、がん手術保険金の額の最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。</p> <p>(2)同一の手術(同一の先進医療に該当する手術を含みます。)を2回以上受けた場合で、それらの手術が一連の手術^(※1)に該当するときは、同一手術期間^(※2)に受けた一連の手術^(※1)については、がん手術保険金の額の最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。</p> <p>(※1)一連の手術とは、医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術をいいます。</p> <p>(※2)同一手術期間とは、一連の手術のうち最初に手術を受けた日からその日を含めて60日間をいいます。また、同一手術期間経過後に一連の手術を受けた場合は、直前の同一手術期間経過後最初にその手術を受けた日からその日を含めて60日間を新たな同一手術期間とします。</p> <p>(3)医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術を受けた場合は、その手術を受けた1日目についてのみお支払いします。</p> <p>(4)放射線治療を2回以上受けた場合は、施術の開始日から60日の間に1回のお支払いを限度とします。</p> <p>(5)乳房再建術については、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表の手術料算定対象として列挙されている診療行為に該当しない場合であっても、がん手術保険金をお支払いします。ただし、その場合は、1回の入院につき1乳房に対して1回のお支払いを限度とします。</p>	<p>(前ページの続きです。)</p> <p>③核燃料物質(使用済燃料を含みます。)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性</p> <p>④上記以外の放射線照射または放射能汚染</p> <p>⑤がん以外での入院、手術、通院 など</p>
がん 外来治療 保険金	<p>責任開始日以降の保険期間中にがんと診断確定され、その直接の結果として外来治療を開始した場合、45日を限度として、外来治療を受けた日数に対し、1日につきがん外来治療保険金日額をお支払いします。</p> <p>なお、がん入院保険金をお支払いするべき期間中に外来治療を受けた場合は、がん入院保険金日額またはがん外来治療保険金日額のいずれか高い額をお支払いします。</p> <p>がん外来治療保険金の額＝がん外来治療保険金日額×外来治療を受けた日数</p>	
がん 退院一時金	<p>責任開始日以降の保険期間中にがんと診断確定され、その直接の結果として継続して20日を超えて入院した後、生存している状態で退院した場合、がん退院一時金保険金額をお支払いします。ただし、保険金が支払われることとなった最後の入院の退院日からその日を含めて30日に満たない日に開始した入院による退院については、保険金をお支払いしません。</p>	
がん 入院一時金	<p>責任開始日以降の保険期間中にがんと診断確定され、その直接の結果として継続して180日を超えて入院した場合、がん入院一時金保険金額をお支払いします。ただし、保険金が支払われることとなった最後の入院の退院日からその日を含めて30日に満たない日に開始した入院については、保険金をお支払いしません。</p>	

(注)初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。
①このご契約のお支払条件により算出された保険金の額 ②被保険者ががんと診断確定された時のご契約のお支払条件により算出された保険金の額

介護あんしんプラン

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
介護 一時金	<p>保険期間中に、疾病や傷害などにより以下の①または②のいずれかに該当した場合、介護一時金保険金額をお支払いします。なお、保険金をお支払いした場合この特約は失効するため、お支払いは1回かぎりとなります。</p> <p>①公的介護保険制度を定める法令に規定された要介護状態区分の要介護2から5までに該当する認定を受けた場合(※1) ②損保ジャパンが定める所定の要介護状態(※2)となり、その要介護状態が要介護状態に該当した日からその日を含めて90日を超えて継続した場合 (※1)要介護認定を受けてからその状態が継続した日数にかかわらず保険金をお支払いします。 (※2)公的介護保険制度における要介護認定基準とは異なります。詳細につきましては、損保ジャパン公式ウェブサイト掲載の約款集をご覧ください。</p>	<p>①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故 ④麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。) (次ページに続きます。)</p>

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
親孝行一時金	<p>被保険者（本人の親で、加入時に指定された方となります。）が公的介護保険制度を定める法令に規定された要介護状態区分の要介護2から5のいずれかに該当する認定を受け、その状態が要介護認定を受けた日（公的介護保険制度に基づいて申請を行った日）からその日を含めて90日を超えて継続した場合、被保険者へ親孝行一時金保険金額をお支払いします。保険金をお支払いした場合この特約は失効するため、お支払いは1回かぎりとなります。</p> <p>（注1）初年度契約については、保険始期からその日を含めて91日目以降に該当した支払事由がお支払いの対象となります。</p> <p>（注2）本特約の被保険者（親）の引受対象年齢は、新規加入の場合40歳以上79歳以下（継続加入は89歳以下）の方となります。</p> <p>（注3）保険金支払条件変更特約（親孝行一時金用）がセットされています。</p>	<p>（前ページの続きです。）</p> <p>⑤アルコール依存、薬物依存または薬物乱用（治療を目的として医師が用いた場合を除きます。）</p> <p>⑥先天性異常</p> <p>⑦地震、噴火またはこれらによる津波</p> <p>⑧戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等によるもの</p> <p>⑨頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見のないものなど</p>

介護一時金

（注）初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。ただし、疾病、傷害その他の要介護状態の原因となった事由が生じた時から起算して1年を経過した後に要介護状態に該当した場合を除きます。

- ①疾病、傷害その他の要介護状態の原因となった事由が生じた時の支払条件により算出された保険金の額
- ②被保険者が要介護状態に該当した日の支払条件により算出された保険金の額

親孝行一時金

（注）初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。ただし、疾病、傷害その他の要介護認定の原因となった事由が生じた時から起算して1年を経過した後に要介護認定を受けた場合を除きます。

- ①疾病、傷害その他の要介護認定の原因となった事由が生じた時の支払条件により算出された保険金の額
- ②被保険者が要介護認定を受けた日の支払条件により算出された保険金の額

その他ご注意いただきたいこと

●特定疾病等対象外特約について

- ・告知書で告知していただいた内容より、ご加入をお断りする場合や、特別な条件付きでご加入いただく場合があります。特別な条件付きでご加入いただく場合は、「特定疾病等対象外特約」により、特定の疾病群について補償対象外とする条件付きでご加入いただけます。
- ※例えば、F群「腰・脊椎の疾病」の場合、告知書記載の疾病に関わらず、腰・脊椎の疾病はすべて補償の対象外となります。
- ・「特定疾病等対象外特約」をセットされた条件でのご契約を継続される場合、継続契約においても、原則として「特定疾病等対象外特約」がセットされます。
- ・ご継続時に補償対象外とする疾病群が完治してから1年以上経過されている場合は、継続契約の保険始期から「特定疾病等対象外特約」を削除できることがあります。ただし、被保険者の年齢や補償対象外とする疾病群によっては、「特定疾病等対象外特約」を削除できないこともあります。また、保険期間の中途での削除はできません。
- （削除できない場合の例）
 - 補償対象外とする疾病群が複数の場合
 - 告知書「疾病・症状一覧表」のF群（腰・脊椎の疾病）が補償対象外となっている場合 など
- ・詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

用語のご説明

用語	用語の定義
疾病(病気)	傷害以外の身体の障害をいいます。
傷害(ケガ)	<p>急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に生ずる中毒症状を含みます。</p> <p>ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。 ・「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。 ・「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。 <p>（注）靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。</p>
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。ただし、美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない人間ドック検査等による入院は除きます。
1回の入院(疾病)	入院が終了した日からその日を含めて180日を経過した日までの期間中に、同一の身体の障害（疾病については、前の入院の原因となった疾病と医学上密接な関係にあると認められる疾病を含みます。）により再入院された場合は、前後の入院を合わせて1回の入院とみなします。保険金をお支払いすべき入院中に、保険金をお支払いすべき他の身体の障害を被った場合は、当初の入院と他の身体の障害による入院を合わせて1回の入院とみなします。
先進医療	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。（ https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kikan.html ）
放射線治療	<p>次の①または②のいずれかに該当する診療行為をいいます。</p> <p>① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為(※)。</p> <p>ただし、血液照射を除きます。</p>

(※1) 継続時に新たに補償を拡大する特約を追加された場合は、追加された特約についてはそのセットした日をいいます。
 (※2) 医師の診断による発病の時をいいます。ただし、その疾病の原因として医学上重要な関係がある疾病が存在する場合は、その医学上重要な関係がある疾病の発病の時をいいます。また、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時をいいます。

【介護一時金支払特約】

●疾病、傷害その他の要介護状態の原因となった事由が生じたときに、ご加入初年度の保険期間の開始時(※)より前であるときは、保険金をお支払いできません。ただし、継続契約においては、疾病、傷害その他の要介護状態の原因となった事由が生じたときに、ご加入初年度の保険期間の開始時(※)より前であっても、ご加入初年度の保険期間の開始時(※)からその日を含めて1年を経過した後に要介護状態(認定)に該当した場合は、保険金をお支払いします。

(※) 継続時に新たに補償を拡大する特約を追加された場合は、追加された特約についてはそのセットした日をいいます。

(注) 特別な条件付き(「特定疾病等対象外特約」セット)でご加入いただく場合は、上記に関わらず、補償対象外とする疾病群については、全保険期間補償対象外となります。

【親孝行一時金支払特約】

●疾病、傷害その他の要介護認定の原因となった事由が生じたときに、ご加入初年度の待機期間(※)経過の翌日より前であるときは、保険金をお支払いできません。ただし、継続契約においては、疾病、傷害その他の要介護認定の原因となった事由が生じたときに、ご加入初年度の待機期間(※)経過の翌日より前であっても、ご加入初年度の待機期間(※)経過の翌日からその日を含めて1年を経過した後に要介護状態(認定)に該当した場合は、保険金をお支払いします。

(※) 保険期間の開始日からその日を含めて90日を経過した日をいいます。

(注) 特別な条件付き(「特定疾病等対象外特約」セット)でご加入いただく場合は、上記に関わらず、補償対象外とする疾病群については、全保険期間補償対象外となります。

【がん保険特約】

●ご加入初年度の保険期間の開始日からその日を含めて90日以内にがんと診断確定されていた場合は、被保険者がその事実を知っているまたは知らないにもかかわらず、がん保険特約・がん診断保険金支払特約・がん外来治療保険金支払特約は無効(これらの特約のすべての効力が、ご加入時から生じなかったものとして取り扱うことをいいます。)となります。この場合において、告知前にご契約者または被保険者がその事実を知っていたときは、すでにお支払いいただいた保険料を返還しません。ただし、ご加入初年度の保険期間の開始日からその日を含めて91日目から5年が経過し、その期間内に被保険者ががんと診断確定されなかった場合は、この「無効」の規定を適用しません。

●がんと診断確定された時が、ご加入初年度の保険期間の開始日からその日を含めて90日を経過するより前である場合は、保険金をお支払いできません。また、一部の疾病群について保険金お支払いの対象外とする条件(「特定疾病等対象外特約」をセット)でのご加入の場合、その疾病群およびその疾病群を原因とするがんについては保険金をお支払いできません。

3. ご加入後における留意事項

●加入依頼書等記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。

●団体から脱退される場合は、必ず取扱代理店にお申し出ください。

<被保険者による解除請求(被保険者離脱制度)について>

被保険者は、この保険契約(その被保険者に係る部分)を解除することを求めることができます。お手続き方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

<重大事由による解除等>

●保険金を支払わせる目的で損害等を生じさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

<他の身体障害または疾病の影響>

●保険金のお支払いの対象となっていないケガや後遺障害、病気の影響で、保険金をお支払いする病気等の程度が重くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

4. 責任開始期

●保険責任は保険期間初日の2022年11月25日午後4時に始まります。

がん保険特約、がん診断保険金支払特約、がん外来治療保険金支払特約、親孝行一時金支払特約等については、ご加入初年度の保険期間の開始日からその日を含めて90日を経過した日の翌日に責任開始期が始まります。

5. 事故がおきた場合の取扱い

●保険金支払事由に該当した場合は、ただちに取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。事故の発生日(疾病の場合は、入院を開始した日あるいは手術を受けた日)、がんと診断確定された日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。

●保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、代理請求申請書、住民票 など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、疾病状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書 など
③	傷害または疾病の程度が確認できる書類	死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券(写)、運転免許証(写)、レントゲン(写) など
④	公の機関への調査のために必要な書類	同意書 など
⑤	損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など

(注1) 保険金支払事由の内容・程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

(注2) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

●上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。

●病気やケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払いの対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

【疾病保険特約】

●初年度加入および継続加入の保険期間を通算して1,000日分の保険金をお支払いした場合、満期時にご継続をお断りすることがあります。

6. 保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

7. 中途脱退と中途脱退時の返れい金等

この保険から脱退（解約）される場合は、取扱代理店にご連絡ください。なお、脱退（解約）に際しては、加入時の条件により、ご加入の保険期間のうち未経過であった期間（保険期間のうちいまだ過ぎていない期間）の保険料を返れいする場合があります。

8. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の9割までが補償されます。

9. 個人情報の取扱いについて

- 保険契約者（団体）は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
 - 損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等（外国にある事業者を含みます。）に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については損保ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせ願います。
- 申込人（加入者）および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえ、ご加入ください。

【ご加入内容確認事項】

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。

なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

1. 保険商品の次の補償内容等が、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。

- 補償の内容（保険金の種類）、セットされる特約
- 保険金額
- 保険期間
- 保険料、保険料払込方法
- 満期返れい金・契約者配当金がないこと

2. ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

- 以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。内容をよくご確認ください（告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください。）。
- 被保険者の「生年月日」（または「満年齢」）、「性別」は正しいですか。
- パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。
- 以下の【補償重複についての注意事項】をご確認いただきましたか。

【補償重複についての注意事項】

補償内容が同様のご契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。



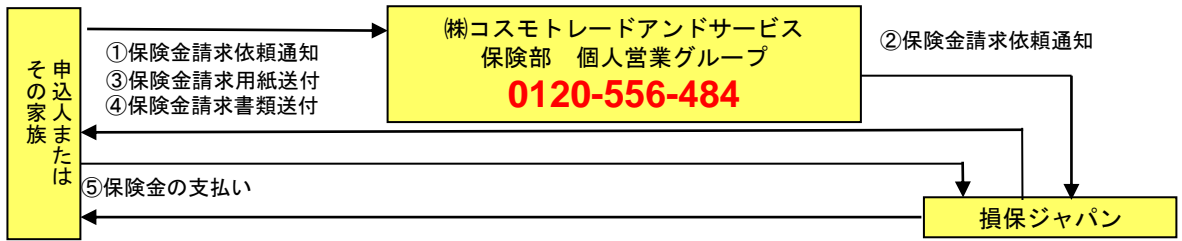
もう一度
ご確認ください。

3. お客さまにとって重要な事項（契約概要・注意喚起情報の記載事項）をご確認いただきましたか。

特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

■ 保険金支払事由に該当した場合は ■

1. ただちに下記取扱代理店までご連絡ください。
入院を開始した日あるいは手術を受けた日、がんと診断確定された日から30日以内にご連絡がない場合は保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
2. 保険金請求用紙は、保険金請求のご連絡があり次第保険会社よりお送りします。



< 保険金請求依頼通知の際の必要事項 >

- ① 病名
- ② 病院名
- ③ 発症日
- ④ 入院日（入院期間）
- ⑤ 手術名

問い合わせ先（保険会社等の相談・苦情・連絡窓口）

- 取扱代理店 株式会社コスモトレードアンドサービス 保険部 個人営業グループ
〒105-8325 東京都港区芝浦1-1-1 TEL:0120-556-484、03-3798-9408 FAX: 03-3798-9416
(受付時間: 平日の午前10時から午後5時まで)
- 引受保険会社 損害保険ジャパン株式会社 企業営業第六部第一課
〒103-8255 東京都中央区日本橋2-2-10 TEL: 03-3231-4176 FAX: 03-3231-9910
(受付時間: 平日の午前9時から午後5時まで)
- 指定紛争解決機関
損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。
一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター
〔ナビダイヤル〕 0570-022808 <通話料有料>
受付時間: 平日の午前9時15分から午後5時まで (土・日・祝日・年末年始は休業)
詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)
●事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン、取扱代理店または下記事故サポートセンターまでご連絡ください。
【事故サポートセンター】0120-727-110 (受付時間: 24時間365日)

- 取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。
- このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト (https://www.sompo-japan.co.jp/) でご参照ください。(ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。)。ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 加入者カードは大切に保管してください。また、1か月を経過しても加入者カードが届かない場合は、損保ジャパンまたは取扱代理店までご照会ください。